

瀬戸市告示第56号



瀬戸市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月25日

瀬戸市長 川本雅之

- 1 日 時 令和5年6月1日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 3 3 号議案	瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の 全部改正について……………	1
第 3 4 号議案	市有財産（建物）の無償譲渡について……………	1 1
第 3 5 号議案	瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部を改正する条例の一部改正について……………	1 3
第 3 6 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について……………	1 5
第 3 7 号議案	し尿処理施設基幹的設備改良工事請負契約の 締結について……………	2 6
第 3 8 号議案	C D - I 型消防ポンプ自動車（品野台分団車 ）の買入れについて……………	2 7
第 3 9 号議案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について……………	2 8
第 4 0 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について……………	3 3
第 4 1 号議案	瀬戸蔵条例の一部改正について……………	3 7
第 4 2 号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について……………	3 9
第 4 3 号議案	市道路線の認定について……………	4 1
第 4 4 号議案	令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 4 号）…	別冊
第 4 5 号議案	令和 5 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第 1 号）……………	別冊
同意第 3 号	瀬戸市副市長の選任について……………	別途
同意第 4 号	瀬戸市公平委員会委員の選任について……………	別途
同意第 5 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 6 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 7 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途

同意第 8 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 9 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 10 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 11 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 12 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 13 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 14 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 15 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 16 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
報告第 5 号	令和 4 年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の 繰越しについて……………	別紙
報告第 6 号	令和 4 年度瀬戸市一般会計予算事故繰越しに ついて……………	別紙
報告第 7 号	令和 4 年度瀬戸市水道事業会計予算の繰越し について……………	別紙
報告第 8 号	令和 4 年度瀬戸市水道事業会計継続費の繰越 しについて……………	別紙
報告第 9 号	令和 4 年度瀬戸市下水道事業会計予算の繰越 しについて……………	別紙

5年市長提出第33号議案

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。
る。

令和5年6月1日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和37年瀬戸市条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、瀬戸市公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第20条に規定する目的を達成するため、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第3条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（使用時間）

第5条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までの範囲内とする。

ただし、第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が教育委員会と協議して定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第7条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 法第23条の規定に該当するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 施設等の管理上支障があるとき。
- (5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料（以下「使用料」という。）として、別表第2に定める使用面積欄に掲げる面積に応じた使用時間1時間ごとの単価に使用時間数を乗じて得た額及び別表第3に定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有しない個人又は当

該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他の団体が施設等を使用する場合は、前項の規定により算出した額の1.5倍に相当する額を納付しなければならない。

3 使用料は、第7条第1項の許可を受けた際納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(特別の設備等の使用)

第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が前2条の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は教育委員会の指示に従わないとき。
- (3) 使用者が使用料を納付しないとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

(5) 公共の福祉その他やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、教育委員会が必要と認める場合にあつては、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設等の使用を終えたとき、又は前条の規定により施設等の使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第17条 教育委員会は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法第22条の規定に基づく事業の実施に関する業務

(2) 公民館の施設管理及び運営に関する業務

(3) 公民館の施設等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料（第19条第1項に規定する「利用料」をいう。）」と読み替えるものとする。

(利用料)

第19条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に公民館の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料の額は、第9条の規定により算出した額を超えない範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更する場合も同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額等を公表しなければならない。

4 第9条から第11条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料に準用する。この場合において、第9条第1項及び第2項中「使用」とあるのは「利用」と、第9条第1項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「使用面積」とあるのは「利用面積」と、「使用時間」とある

のは「利用時間」と、「使用時間数」とあるのは「利用時間数」と、第9条第1項及び第3項、第10条並びに第11条中「使用料」とあるのは「利用料」と、第9条第3項、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による指定管理者の指定に関する手続、施設等の使用(同条例第17条の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせる場合にあっては、利用。以下同じ。)の許可に必要な手続その他の行為は、前条本文に規定する施行の日(以下「施行日」という。)前であっても、これを行うことができる。

(使用料等の徴収)

第3条 前条の規定により施行日前に当該施行日以後の施設等の使用の許可を受けた者からは、当該施行日前においても当該許可に係る新条例第9条に規定する使用料(同条例第17条の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせる場合にあっては、利用料)を徴収することができる。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置
陶原公民館	瀬戸市熊野町98番地
深川公民館	瀬戸市宮脇町53番地
祖母懐公民館	瀬戸市上ノ切町43番地
古瀬戸公民館	瀬戸市西拝戸町16番地の10
東明公民館	瀬戸市西拝戸町16番地の3
效範公民館	瀬戸市北山町39番地
長根公民館	瀬戸市城屋敷町22番地
水南公民館	瀬戸市東松山町154番地
山口公民館	瀬戸市田中町108番地
幡山公民館	瀬戸市幡山町71番地
掛川公民館	瀬戸市定光寺町1206番地
原山公民館	瀬戸市原山台8丁目163番地
萩山公民館	瀬戸市萩山台4丁目2番地の2
八幡公民館	瀬戸市八幡台1丁目145番地の2

別表第2（第9条、第19条関係）

使用面積	使用時間1時間ごとの単価（円）
20m ² 未満	210
20m ² 以上40m ² 未満	410
40m ² 以上60m ² 未満	620
60m ² 以上80m ² 未満	830
80m ² 以上100m ² 未満	1,040
100m ² 以上120m ² 未満	1,250
120m ² 以上140m ² 未満	1,460

140 m ² 以上160 m ² 未満	1,670
160 m ² 以上180 m ² 未満	1,880
180 m ² 以上	2,090

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 使用時間の始期は毎正時とし、1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。
- 3 複数の部屋を同時に使用する場合の使用料の額は、部屋ごとに定める額を合計した額とする。
- 4 第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合においては、この表中「使用面積」とあるのは「利用面積」と、この表中及び同表備考中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えて適用する。

別表第3（第9条、第19条関係）

区分	金額
附属設備及び備品	1種類又は1品目につき、1回当たり 10,000円以内で市長が定める額

（理由）

この案を提出するのは、公民館の施設管理及び運営について指定管理者制度を導入等するに当たり、瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部を改正するため必要があるからである。

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例案 要綱

この条例は、公民館の施設管理及び運営について指定管理者制度を導入等するに当たり、条例の全部を改正し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 施設等の使用に関する事項について

施設等の使用に当たり使用時間、休館日、使用料の徴収、還付、減免その他必要な事項を規定するもの。(第5条から第16条まで、別表第2及び別表第3関係)

第2 指定管理者に関する事項について

1 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年瀬戸市条例第16号)の規定により教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができることを規定するもの。(第17条関係)

2 指定管理者に行わせる業務を次のとおり規定するもの。(第18条関係)

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条の規定に基づく事業の実施に関する業務
- (2) 公民館の施設管理及び運営に関する業務
- (3) 公民館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) その他公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者に公民館の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることを規定するもの。(第19条関係)

第3 その他

その他必要な事項を規定し、施行期日を令和6年4月1日又は公布

の日とし、所要の準備行為及び使用料等の徴収の規定を設けるもの。

5年市長提出第34号議案

市有財産（建物）の無償譲渡について

次のとおり市有財産（建物）を無償で譲渡するものとする。

令和5年6月1日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 無償譲渡をする財産

建 物

名 称 旧道泉小学校

所 在 地 瀬戸市道泉町44番地の2、76番地の15

構 造 鉄筋コンクリート造4階建て

延べ床面積 4,050.84平方メートル

内訳

校舎（3,656.21平方メートル）、窯場（20.05平方メートル）、校舎（334.64平方メートル）、倉庫（31.5平方メートル）、倉庫（3.6平方メートル）、物置（4.84平方メートル）

2 譲渡の目的 旧道泉小学校の建物を活用し、民間事業者に事業を実施させるため

3 譲渡の相手方 瀬戸市道泉町76番地の1
学校法人SOLAN学園
理事長 長尾幸彦

4 譲渡年月日 議決の日

5 その他条件等 相手方による建物の活用に係る事業計画に基づいた事業の実施に必要な許認可等が得られない場合においては、遡って契約を解除する解除条件付契約とする。

(理 由)

この案を提出するのは、旧道泉小学校を民間事業者に活用させることに伴い、その建物を無償で譲渡するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

5年市長提出第35号議案

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和4年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
種類	区分	金額	種類	区分	金額
＜省略＞			＜省略＞		
燃えるごみ		45リットルの市指定袋1枚につき <u>18円</u>	燃えるごみ		45リットルの市指定袋1枚につき <u>50円</u>
		30リットルの市指定袋1枚につき <u>16円</u>			30リットルの市指定袋1枚につき <u>30円</u>
		20リットルの市指定袋1枚につき <u>14円</u>			20リットルの市指定袋1枚につき <u>20円</u>
燃えないごみ		40リットルの市指定袋1枚につき <u>25円</u>	燃えないごみ		40リットルの市指定袋1枚につき <u>40円</u>

	20リットルの市 指定袋1枚につき <u>18円</u>		20リットルの市 指定袋1枚につき <u>20円</u>
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和4年瀬戸市条例第9号）に定める瀬戸市一般廃棄物処理手数料のうち燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料の額を改定するに当たり、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 3 6 号議案

瀬戸市市税条例の一部改正について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 3 4 条の 9 <省略></p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 <省略></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 3 4 条の 9 <省略></p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 <省略></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>

第36条の3の2 <省略>

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第

第36条の3の2 <省略>

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第

<p>8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>(個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>)</p>	<p>(個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)</p>
<p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p>	<p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>3 <u>森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の定めるところにより、賦課し、及び徴収する。</u></p>	<p>3 <u>森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の定めるところにより、賦課し、及び徴収する。</u></p>
<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>	<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>
<p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収</p>	<p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び<u>県民税額の合算額</u>（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこと</p>

されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)及び(2) <省略>

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨

となった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)及び(2) <省略>

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされ

の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 <省略>

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額

たい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 <省略>

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割

を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第1

額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第

7条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) <省略>

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる

17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) <省略>

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められ

者	る者
<p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち<u>当該特別徴収対象年金所得者</u>の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち<u>等該特別徴収対象年金所得者</u>の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)にお</p>	<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)にお</p>

て当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

アからウまで <省略>

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) <省略>

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 <省略>

2及び3 <省略>

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不

いて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

アからウまで <省略>

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) <省略>

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 <省略>

2及び3 <省略>

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不

<p>足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の瀬戸市市税条例の規定中

個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき瀬戸市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、瀬戸市市税条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第37号議案

し尿処理施設基幹的設備改良工事請負契約の締結について

本市が、し尿処理施設基幹的設備改良工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月1日提出

瀬戸市長 川本雅之

- 1 契約金額 1,969,000,000円
- 2 工事場所 瀬戸市西山路町1番地
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札（設計・施工一括発注方式）
- 4 工事内容 し尿処理施設基幹的設備改良工事一式
処理方式 水処理設備
(高負荷脱窒素処理＋高度処理)
汚泥処理設備
(脱水＋場外搬出)
要求施設規模 88キロリットル／日
- 5 工期 契約日の翌日から令和8年3月19日まで
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
クボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店
支店長 受川秀次

(理由)

この案を提出するのは、し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

5年市長提出第38号議案

CD-I型消防ポンプ自動車（品野台分団車）の買入れについて
本市は、次の内容によりCD-I型消防ポンプ自動車（品野台分団車）
を買い入れるものとする。

令和5年6月1日提出

瀬戸市長 川本雅之

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 買入物件 | CD-I型消防ポンプ自動車（品野台分団車） |
| 2 | 形状及び
装置 | CD-I型（車両総重量3.5トン未満）
A-2級ポンプ及びホース延長用資機材 |
| 3 | 契約方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 23,045,000円 |
| 5 | 買入先 | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店
支店長 伊藤晶広 |

（理由）

この案を提出するのは、CD-I型消防ポンプ自動車（品野台分団車）
の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の
議決を求めるため必要があるからである。

5年市長提出第39号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するた</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するた</p>

めの措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)から(5)まで <省略>

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)から(10)まで <省略>

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) <省略>

(16) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵してい

めの措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

(3)から(5)まで <省略>

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)から(10)まで <省略>

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) <省略>

(16) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵してい

<p>るものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について、次に掲げる措置を講ずること。</p>	<p>るものにあつては、当該蓄電池について、次に掲げる措置を講ずること。</p>
<p>アからエまで <省略></p>	<p>アからエまで <省略></p>
<p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p>	<p>(17) <省略></p>
<p>(18) <省略></p>	<p>(17) <省略></p>
<p>(19) <省略></p>	<p>(18) <省略></p>
<p>2 <省略> (避雷設備)</p>	<p>2 <省略> (避雷設備)</p>
<p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。</p>	<p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。</p>
<p>2 <省略> (喫煙等)</p>	<p>2 <省略> (喫煙等)</p>
<p>第23条 <省略></p>	<p>第23条 <省略></p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p>
<p>(1) <省略></p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置</p>	<p>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置</p>

(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)

(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6及び7 <省略>

6及び7 <省略>

別表7 削除

別表7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の瀬戸市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、瀬戸市火災予防条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 4 0 号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 2 6 年瀬戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 2 項</u>、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保</p>

る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

2から5まで <省略>

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 <省略>

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等

育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

2から5まで <省略>

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 <省略>

について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の

車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（理 由）

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 4 1 号議案

瀬戸蔵条例の一部改正について

瀬戸蔵条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸蔵条例の一部を改正する条例

瀬戸蔵条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(駐車場使用料) 第 1 5 条 <省略> 2 <u>自動車 1 台 1 回についての駐車場使用料は、別表第 4 に定めるとおりとする。</u> 3 <省略>	(駐車場使用料) 第 1 5 条 <省略> 2 <u>駐車場使用料の額は、自動車 1 台 1 回につき 6 0 分までを無料とし、6 0 分を超えるときは、その超える時間について 6 0 分までごとに 1 0 0 円とする。</u> 3 <省略>

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第4（第15条関係）

区分	単位	料金
通常期	使用開始から60分まで	無料
	60分を超え9時間まで 60分までごとに	100円
	9時間を超え24時間まで	800円（9時間以内の料金を含む。）
	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	9時間を超え24時間までの料金に800円を加算した額（24時間ごとにその超える時間が8時間までのときは、60分までごとに100円を加算した額）
イベント開催等繁忙期	使用開始から60分まで	無料
	60分を超えるときは、その超える時間について60分までごとに	100円

備考 通常期とイベント開催等繁忙期との区分は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和5年7月31日午後10時以後に出場する場合に徴収する駐車場の使用料に適用し、同日午後10時前に出場する場合に徴収する駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸蔵駐車場の使用料を改定するに当たり、瀬戸蔵条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 4 2 号議案

瀬戸市駐車場条例の一部改正について

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 2（第 6 条関係）	別表第 2（第 6 条関係）
<省略>	<省略>
<u>備考 パルティセと駐車場の午後 8 時から翌日午前 8 時までの間の料金は、5 時間（午後 8 時以降に駐車場の使用を開始する場合は 6 時間）を超えるときは、5 0 0 円とする。</u>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、令和 5 年 8 月 1 日正午以後に出場する場合に徴収する駐車場の使用料に適用し、同日正午前に出場する場合に徴収する駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、パーテイセと駐車場の使用料を改定するに当たり、瀬戸市駐車場条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第43号議案

市道路線の認定について

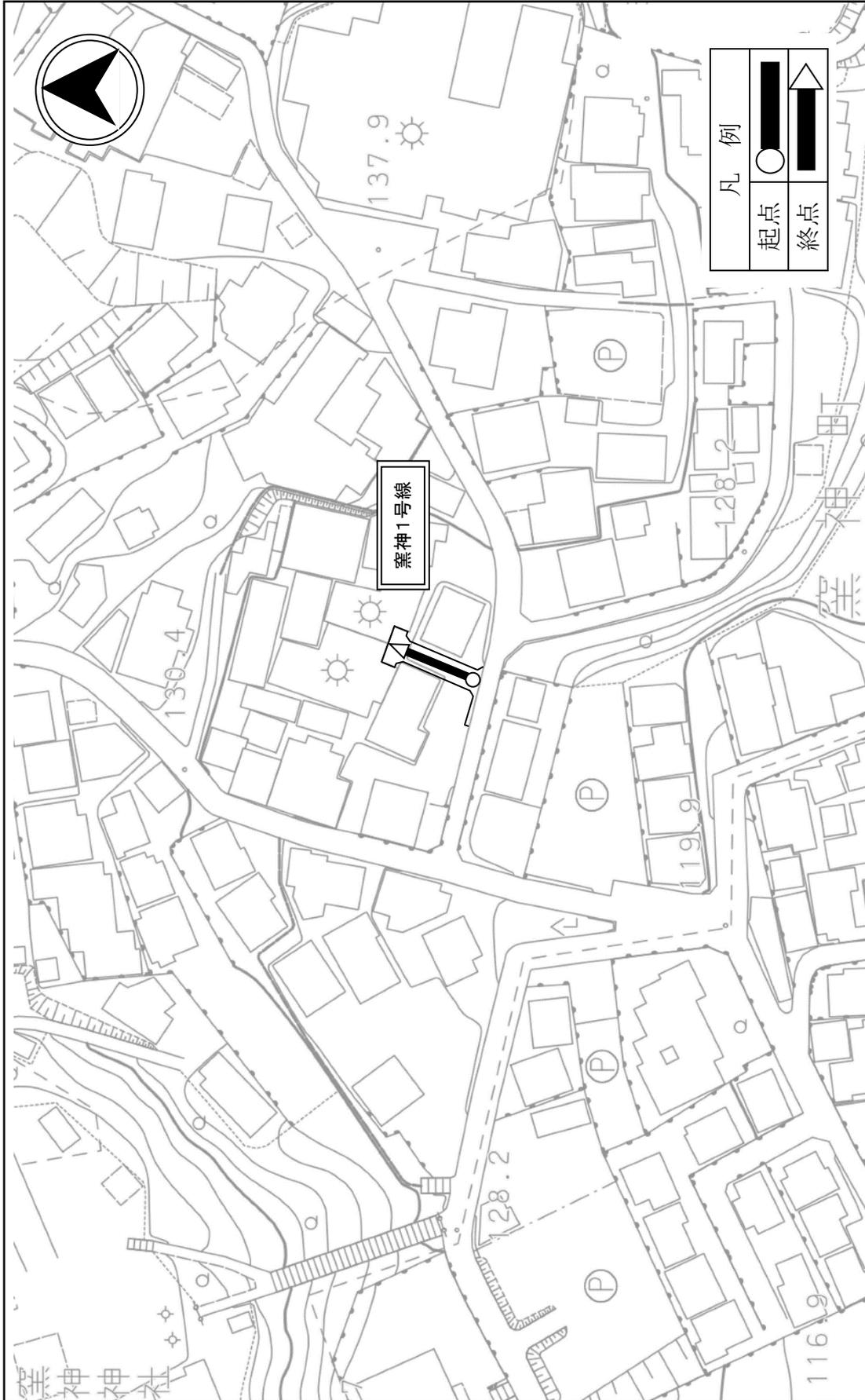
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

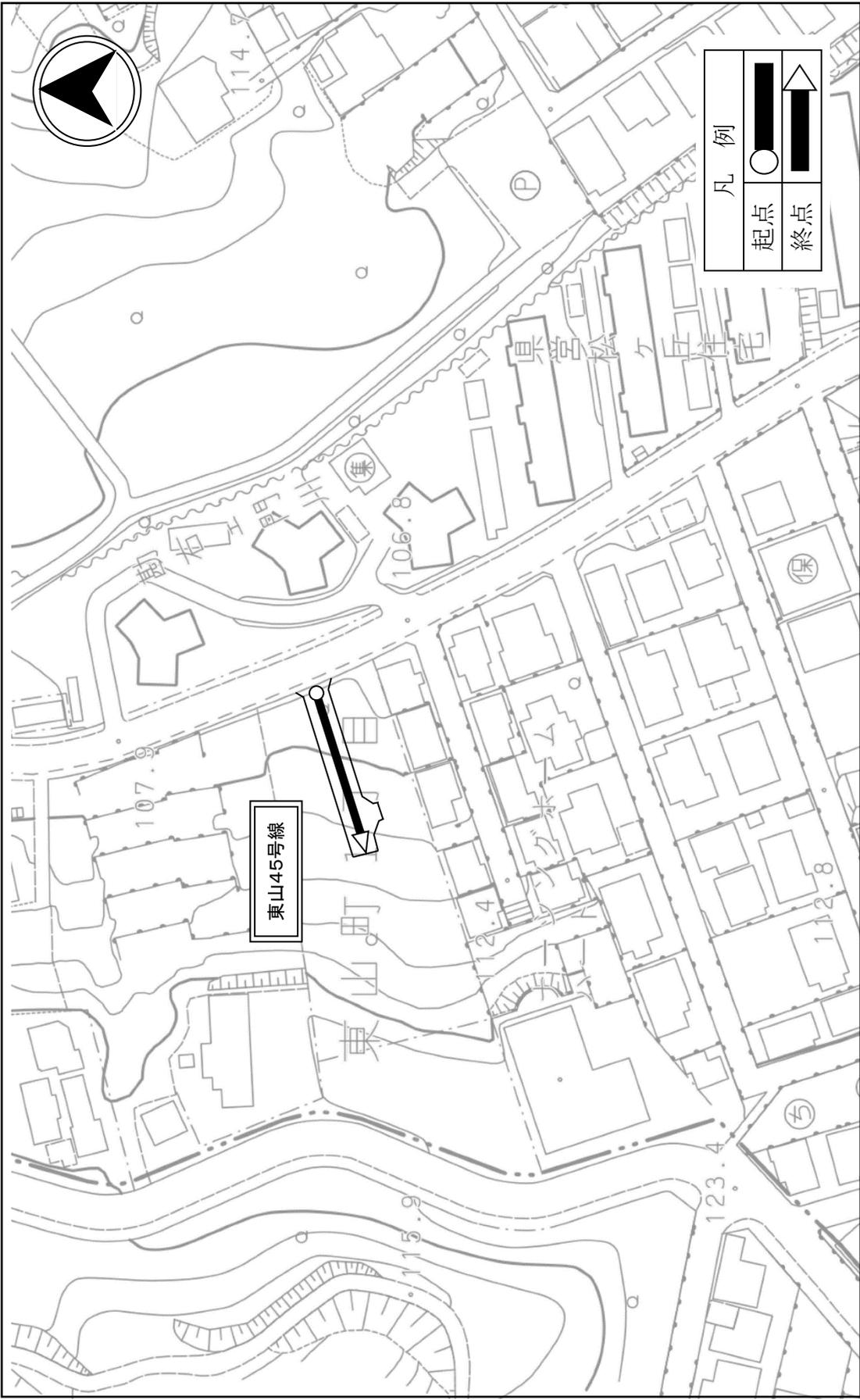
瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点
		終 点
01070	窯神1号線	窯神町87番38地先
		窯神町87番34地先
08279	東山45号線	東山町1丁目171番22地先
		東山町1丁目171番18地先
10266	水北10号線	水北町396番3地先
		水北町396番10地先
12573	山口7号線	山口町273番1地先
		山口町270番2地先

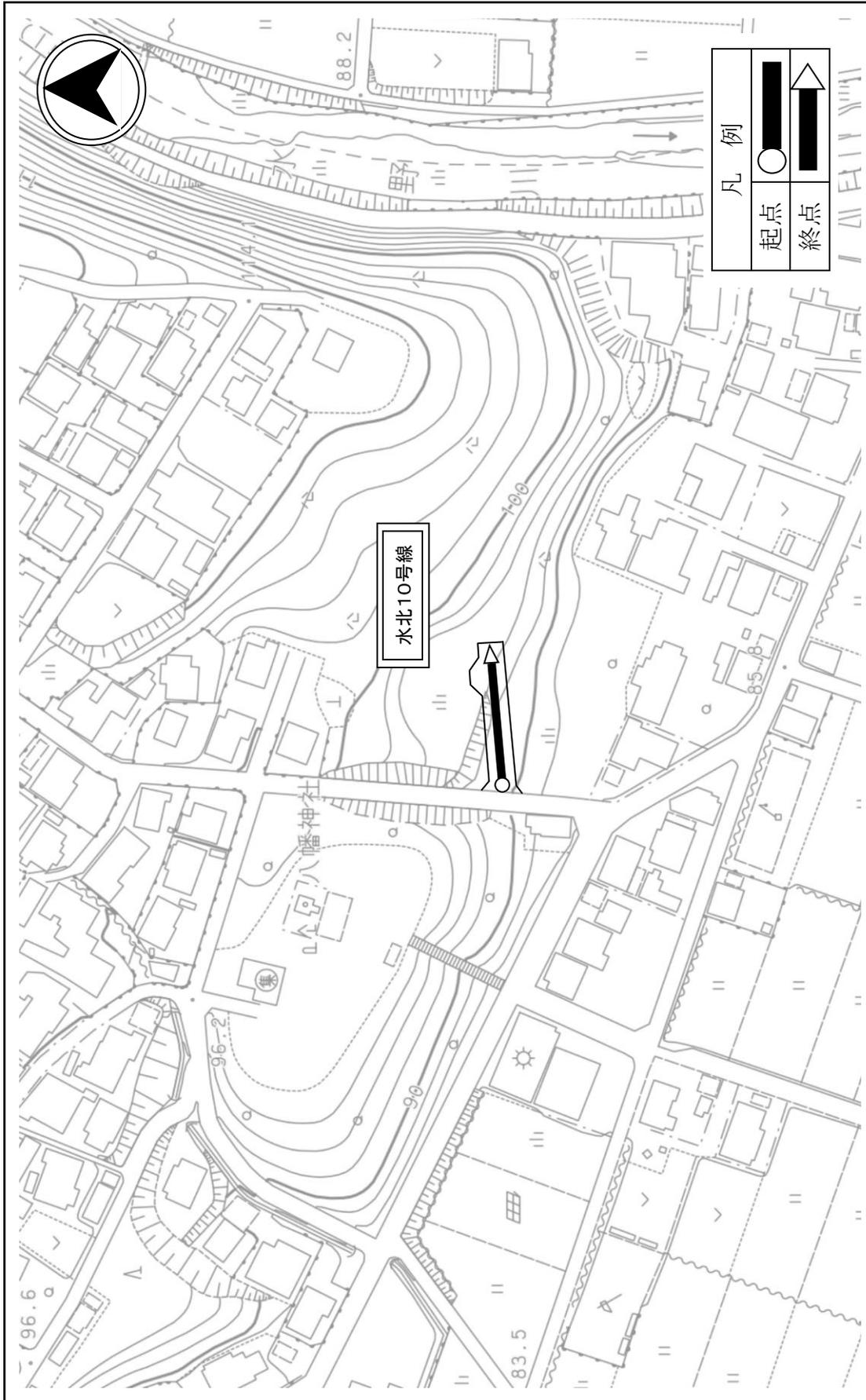
認定路線図



認定路線図



認定路線図



認定路線図

